

鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年5月17日付第202100034689号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、民間事業者が整備するコンテナ苗生産基盤施設等のうち当該民間事業者及び鳥取県山林樹苗協同組合が連携して活用可能な施設等の整備に対して支援し、鳥取県における林業種苗の安定供給に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産部長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして農林水産部長が別に定めるもの

- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。ただし、本補助金により整備する施設等が、別途、間接国庫補助金等の補助を受けている場合は、財産処分の申請を受けた日から起算して、知事が、その処分について所管省庁の長の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所に提出する書類は1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	鳥取県山林樹苗協同組合と連携して活用可能な鳥取県における林業種苗の安定供給に資するコンテナ苗生産基盤施設等の整備
2 事業主体	林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた民間事業者
3 補助対象経費	<p>機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費</p> <p>なお、細部の取扱いは、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知）の別紙1のIの1の（4）のアに準ずるものとする。</p>
4 補助率	1/2以内
5 重要な変更	<p>（1）補助金額の30%を超える減</p> <p>（2）施設等の新設及び廃止</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業
事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事業内容	数量	事業費 (円)	(内訳)	
			県補助金 (円)	負担金等 (円)
充実種子選別機	台			
半自動式播種機	式			
発芽庫	式			
作業棟	m2× 棟			
苗木越冬用スペース	式			
合計	—			

3 事業完了予定年月日（完了年月日）

（元号） 年 月 日

様式第2号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業
収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

（1）収入の部

（単位：円）

区分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減 (C) = (B) - (A)	備考
県補助金				
自己資金				
合計				

（2）支出の部

（単位：円）

区分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減 (C) = (B) - (A)	備考
事業費				
合計				

注) 収支計画の場合は、精算額、差引増減の記入を要しない。

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無	備考
有 ・ 無	

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を備考欄に記載すること。

様

職 氏 名

（元号） 年度鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業費補助金交付要綱（令和3年5月17日付第202100034689号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業実施要領（令和3年5月17日付第202100034689号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- （1）鳥取県山林樹苗協同組合（以下「苗組」という。）等関係者と連携を図り、県内の林業種苗の安定供給に協調して取り組むことを主たる目的とした協定等を苗組と締結するものとする。
- （2）（1）の協定等に基づき、本事業で整備した施設等の活用を通じた充実種子及び幼苗の供給について苗組へ協力するものとする。